

神戸市特定計量器定期検査業務の基準

神戸市指定定期検査機関として定期検査業務を行おうとする者は、次に定める事項を業務内容の基準とした事業計画を策定し、指定申請するものとする。

【業務の概要】

- 1 神戸市内全域を対象とする計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第19条第1項及び計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに同第2号に規定する皮革面積計の定期検査に関する事。（検査日時等が合わないため、定期検査を受検できない者に対する法第25条に規定する定期検査に代わる計量士による検査（代検査）の説明等を含む。）
- 2 神戸市手数料条例（平成12年3月31日条例第77号）及び神戸市手数料条例施行規則（平成12年3月31日規則第111号）に基づく定期検査手数料の徴収に関する事。
- 3 特定計量器定期検査合格証明書の交付に関する事。
- 4 特定計量器定期検査受検者台帳システムの整理・管理に関する事。
- 5 不合格特定計量器の措置及び事業者への指導に関する事。
- 6 未受検者に対する受検義務等の指導に関する事。
- 7 未受検者に対する使用計量器の種類や使用状態等の確認等事前調査に関する事。
- 8 特定計量器の使用法の指導に関する事。
- 9 適正計量の普及啓発に関する事。
- 10 その他特定計量器の定期検査業務に関して、特に必要と認める事項。
- 11 届出済証貼付計量器等の不適正計量器に対する使用者への指導に関する事。
- 12 実用基準分銅の校正に関する事。
- 13 検査設備等の貸与及び手配に関する事。
- 14 その他法並びに法の関係法令に関する事。

【定期検査業務】

施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに同第2号に規定する皮革面積計の定期検査を、神戸市長が告示する区域において実施すること。

1 検査方式

定期検査は、検査対象となる特定計量器の所在の場所において行うこと。（神戸市長が別に検査を行う場所を指定した場合は、指定する場所で行うこと。）

西暦（和暦）の奇数年度は、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区及び西区を対象に実施すること。

（場所の指定の例）港湾関連事業所等を対象に兵庫ふ頭で検査を実施（1日）。

西暦（和暦）の偶数年度は、東灘区、灘区、中央区及び北区を対象に実施すること。

（場所の指定の例）港湾関連事業所等を対象に新港東ふ頭で検査を実施（1日）。

ただし、皮革面積計については、毎年度、市内全域を対象に実施すること。

2 検査対象予定戸数及び検査対象予定器数（令和4・5年度の検査実績）

特定計量器定期検査対象予定戸数・器数・分銅・おもり

（西暦（和暦）の奇数年度）（令和5年度検査実績）

区分	対象区	戸数	器数	分銅・おもり
質量計	兵庫区	377	826	82
	長田区	232	590	113
	須磨区	188	395	25
	垂水区	231	444	30
	西区	247	1,045	133
皮革面積計	西区	1	1	—
合計		1,276	3,301	383

（西暦（和暦）の偶数年度）（令和4年度検査実績）

区分	対象区	戸数	器数	分銅・おもり
質量計	東灘区	412	1,214	186
	灘区	239	515	85
	中央区	523	1,524	292
	北区	274	759	44
皮革面積計	西区	1	1	—
合計		1,449	4,013	607

3 検査方法

定期検査の方法は、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）によること。

4 検査体制

定期検査業務の実施にあたっては、法第 28 条第 2 号に基づく経済産業省令で定める条件に適合する 2 名を含む 3 名以上で行うこと。

また、定期検査業務の実施の際に計量車（クレーン付）等を使用する場合は、自動車運転免許、小型移動式クレーン運転技能講習修了及び玉掛け技能講習修了等の資格を有する者を充てること。

定期検査業務時には、常に、神戸市指定定期検査機関が発行した証票を携帯し、受検者に明示すること。

5 業務規程・事業計画・帳簿の作成・提出等

法第 30 条に基づく業務規程を定期検査業務の開始前までに作成し、神戸市長の認可を得ること。

また、法第 33 条に基づく事業計画等（事業計画及び収支予算）を毎事業年度当初に作成し、神戸市長へ提出すること。

さらに、法第 31 条に基づく帳簿を備え、保存すること。

6 受検対象特定計量器の調査

電話帳の検索、定期検査巡回時の実地調査及びその他の方法により、定期検査の新規対象事業所を抽出し、現地調査を行い確認すること。

7 受検者への通知

検査対象者に対して、概ね 7 日前までに検査の日時等をハガキ等の文書で通知すること。

また、検査対象者が不在等で検査ができなかった場合は、検査日程の調整を行い、受検の促進を図ること。

8 定期検査済証印等

(1) 定期検査に合格した特定計量器には、定期検査済証印を貼付すること。

なお、定期検査済証印は、施錠可能な金庫等に保管し、受払簿により管理すること。

(2) 特定計量器が定期検査に合格しなかった場合は、検定証印又は基準適合証印を除去し、不合格証を貼付すること。

また、不合格票を交付するとともに不合格計量器の処理届の提出を求めること。

(3) 不合格計量器の使用者又は所有者から不合格計量器の処理届が提出されなかった場合は、電話等にて不合格計量器の処置方法を確認すること。

(4) 不合格計量器の処置が確認できない場合又は不合格計量器を使用している場合は、速やかに神戸市長に報告すること。

9 定期検査結果等の報告

(1) 定期検査を行った場合は、特定計量器定期検査日報を作成し、速やかに提出すること。

(2) 計量車等を運転した場合は、運転日報を作成し、速やかに提出すること。

- (3) 特定計量器定期検査受検者台帳のデータを更新した場合は、更新後のデータを提出すること。
- (4) 毎月7日までに前月分の特定計量器定期検査月報、業務報告書及び定期検査手数料後納一覧表を作成し、神戸市長に提出すること。
なお、特定計量器定期検査月報等には、定期検査手数料の収納に関する戸数、器数及び金額を明確に記載し、収納事務の処理状況を明らかにすること。
- (5) 毎事業年度終了後、特定計量器定期検査年報を1月以内に、事業報告書及び収支決算書を3月以内に作成し、神戸市長に提出すること。
- (6) 上記、特定計量器定期検査受検者台帳及び日報等については、神戸市長が指定する「特定計量器定期検査受検者台帳システム」を使用すること。
- (7) その他業務に関する事項について、必要に応じ神戸市長に報告すること。

10 検査未受検者の取り扱い

- (1) 未受検者に対しては、定期検査の意義を説明し、受検を促すこと。
- (2) 検査日時等が合わないため定期検査を受検できない者に対しては、定期検査に代わる計量士による検査（代検査）の説明をし、受検を促すこと。
- (3) 定期検査中又は、調査中に特定計量器定期検査受検者台帳に未登載の特定計量器を発見した場合は、その使用者又は所有者に定期検査の受検の意義を説明し、定期検査を行うこと。
- (4) 正当な理由が無く定期検査の受検を拒んだ者に対しては、法に定める受検義務を説明し、定期検査受検勧告書を交付し、受検を促すこと。
- (5) 定期検査受検勧告書を交付しても定期検査の受検を拒んだ者については、速やかに神戸市長に報告すること。

11 不適正計量器使用者の取り扱い

- (1) 届出済証貼付計量器、その他取引・証明に使用出来ない計量器の使用を把握した場合は、使用の中止を指導し、法に定める義務を説明し、適正計量器の購入等を促すこと。
- (2) 指導の際に、正当な理由が無く適正計量器の購入等に関する同意を拒んだ者については、速やかに神戸市長に報告すること。

12 特定計量器の使用方法についての指導

受検者に対し、水平の確認、零点の確認及び風袋引きの確認等を指導すること。
また、対面販売の場合は、はかりの表示が購入者に見えるよう指導すること。

13 定期検査手数料の徴収事務

- (1) 神戸市長の告示や神戸市手数料条例及び神戸市手数料条例施行規則に基づいて定期検査手数料の徴収事務を行うこと。
(定期検査手数料の減免)
定期検査手数料の減免を行う場合は、神戸市長の指示により、神戸市手数料条例及び神戸市手数料条例施行規則に基づき行うこと。

(2) 神戸市手数料条例及び神戸市手数料条例施行規則に基づく定期検査手数料は、原則として、定期検査を実施する際に現金にて収納し、神戸市指定定期検査機関の名の領収書を発行すること。(次号に規定する専用口座への定期検査手数料の口座振り込み等による収納も行うこと。また、定期検査後の収納についても認める。なお、口座振り込み手数料が発生する場合は、受検者に負担させること。)

(3) 神戸市長は、神戸市指定定期検査機関から提出された前月分の特定計量器定期検査月報、業務報告書及び定期検査手数料後納一覧表の内容を精査し、速やかに納付書を神戸市指定定期検査機関に発行する。

神戸市指定定期検査機関は、神戸市長の指定する納付書により、徴収した定期検査手数料を、徴収した日の属する月の翌月末日までに、神戸市長の指定する金融機関に払い込むこと。

なお、払い込むまでの期間は、金融機関に専用口座（無利息の普通預金(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)とする。)を設け、預金すること。

(定期検査手数料の収納に係る帳簿の保存)

定期検査手数料の収納に関して、戸数、器数及び金額を明確にした次に掲げる書類等を作成し、収納事務の処理状況を明らかにし、毎事業年度終了後、5年間はこれを保存すること。

- ・ 特定計量器定期検査日報
- ・ 領収書原符
- ・ 日計表
- ・ 納付書（領収書）
- ・ その他必要な書類

14 具体的細則等の作成

実用基準分銅の校正を行うために、定期検査業務の開始前までに「実用基準分銅の管理方法具体的細則（質量標準管理マニュアル）」を作成し、神戸市長の承認を得なければならない。

また、「車両等の管理方法具体的細則」も同様とする。

15 実用基準分銅の校正

定期検査に使用する実用基準分銅の校正については、必要となる精度を保つよう神戸市長が承認した「実用基準分銅の管理方法具体的細則（質量標準管理マニュアル）」に基づき、年1回以上行い、校正結果を速やかに神戸市長に報告すること。

16 定期検査合格証明書の発行

受検者より検査合格の証明書の交付申請があった場合は、特定計量器定期検査合格証明書を発行すること。

なお、申請手数料は、無料とすること。

17 検査設備等の貸与

- (1) 神戸市長が所有し、貸与することができる検査設備等（後掲のとおり）で、定期検査に必要とするものは、神戸市指定定期検査機関に無償で貸与する。
 - ① 検査設備等の内、車両については、神戸市長と神戸市指定定期検査機関との間で、別途「車両の使用貸借に係る協定書」を締結した後に貸与する。

なお、車両については、令和8年度を目途に設備を更新する計画を進めている。
 - ② 検査設備等の内、特級基準分銅及び一級基準分銅については、神戸市長の立会いのもとに貸与し、神戸市指定定期検査機関はその取り扱いには十分注意し、必要に応じて、使用状況を神戸市長に報告すること。
 - ③ 検査設備等の内、3級基準分銅については、事業者が管理を依頼しているため、神戸市長の施設において保管していない。このため、3級基準分銅を定期検査に使用する際は、保管先の事業者と連絡の上、運搬を依頼すること。
- (2) 神戸市指定定期検査機関は、貸与された検査設備等について、検査設備等管理台帳を作成した上で、これらの検査設備等を管理すること。
- (3) 神戸市指定定期検査機関の責に帰すべき事由により、貸与された検査設備等に毀損又は紛失等が生じた場合は、神戸市指定定期検査機関はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

18 検査設備等の手配

神戸市指定定期検査機関は、神戸市長から貸与された検査設備等だけでは特定計量器の定期検査に対応できない場合は、下記（1）及び（2）の各事業者が所有している検査設備等を手配すること。

なお、神戸市指定定期検査機関はこれらの手配に関して必要となる契約手続き等を各事業者との間で行うこと。

また、これらの手配に伴い必要となる経費は、用務が終了し、神戸市長の検査合格後、一括請求すること。

(1) 大型計量車

一般社団法人兵庫県計量協会が所有している検査車両であり、必要に応じて検査車両を用いて検査業務等を依頼すること。

(2) 大型分銅運搬車

神戸市長が3級基準分銅の管理を依頼している事業者が所有している大型分銅運搬車両であり、必要に応じて大型分銅運搬車を用いて3級基準分銅の運搬を依頼すること。

19 特定計量器定期検査受検者台帳の整理

定期検査の結果や調査等により把握した新規店舗、廃業店舗及び計量器不使用店舗等の情報に基づき、特定計量器定期検査受検者台帳を整理すること。

20 特定計量器定期検査受検者台帳システムの使用

- (1) 特定計量器定期検査受検者台帳の整理、定期検査手数料の領収書、計算書の発行並びに特定計量器定期検査日報、特定計量器定期検査月報、特定計量器定期検査年報、計量器器数表、後納者一覧表及び日計表等の作成は、神戸市長が指定する「特定計量器定期検査受検者台帳システム」を使用すること。

使用にあたっては、神戸市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

(参照) 神戸市ホームページアドレス

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (2) 神戸市指定定期検査機関は「特定計量器定期検査受検者台帳システム」を構成するハードウェア及びソフトウェアの使用並びに保守管理に関して必要となる契約手続き等を事業者との間で行うこと。

ただし、「特定計量器定期検査受検者台帳システム」のデータについては、神戸市長に帰属する。

※ 特定計量器定期検査受検者台帳システム…SBS情報システム社のソフトをベースに神戸市向けに作成したもの。

21 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

22 適正計量の普及啓発

ホームページ等のデジタル媒体を活用し、計量関係事業者等に対して、定期検査制度や計量制度全般に関する普及啓発を行い、適正計量の確保や法律違反の抑止を図ること。

また、特に、経済産業省が主導する計量記念日（11月1日）及び計量強調月間（11月）に合わせて、計量制度普及啓発用ポスター等を作成の上、それらを計量関係事業者等に配布して、正しい計量の重要性等の普及啓発を行うこと。

神戸市が貸与することができる検査設備等

区分	種類	形式又／能力	メーカー／器物番号／管理番号等	数量	備考
質量比較器	電磁式はかり	XSE205DUV 81g・220g/0.01mg・0.1mg	メトラー	1	
		MS204TS 220g/0.1mg	メトラー	1	
		XPE5003SV 5100g/1mg	メトラー	1	
		XPE8002SV 8100g/10mg	メトラー	1	
		XPE32001LV 32kg/100mg	メトラー	1	
基準器	基準面積板	合成ゴム製 0.7㎡(円形)	A-68	1	皮革面積計検査用
	特級基準分銅	1kg～1mg(円柱13・板状12)	No.1	1組(25個)	
		1kg～1mg(円柱13・板状12)	No.2	1組(25個)	
		2kg(円柱1)・1mg(板状3) 1kg～1mg(円柱13・板状12)	No.3	1組(29個)	
		1kg～1mg(円柱12・板状12)	No.21	1組(24個)	
		1kg～1mg(円柱12・板状12)	No.22	1組(24個)	
		5kg(円柱1)、2kg(円柱2)、1kg(円柱1)	No.23	1組(4個)	
	一級基準分銅	100g～1g(円柱7)	No.2	1組(7個)	
		1kg～1mg(円柱13・板状13)	No.4	1組(26個)	
		500mg～1mg(板状13)	No.6	1組(13個)	
		10kg～100g(円柱9)、20kg(円柱1)	No.18	1組(9個) 1組(1個)	
		500g～1mg(円柱12・板状13)	No.19	1組(25個)	
		500g～1mg(円柱12・板状13)	No.20	1組(25個)	
	三級基準分銅	500kg	NO.60	20個	外部に管理委託
	1級実用基準分銅	真鍮製組分銅	1kg～10mg(円柱13・板状8)	高精度用No.14	1組(21個)
ステンレス製分銅		5kg(円柱6)	組13	6個	
		2kg(円柱1)		1個	
		1kg(円柱1)		1個	
ステンレス製組分銅	1kg～1g(円柱13)	組11	1組(13個)		
2級実用基準分銅	ステンレス製分銅(枕型)	15kg		2個	
		10kg		86個	
		7kg		1個	
		5kg		1個	
		2kg(6個)・1kg(6個)	組2・組3	12個	
		500g	組4	1組(6個)	
	バケツ(ステンレス製)	20kg		15個	
	鑄鉄製分銅	10kg		130個	
	真鍮製組分銅	1kg～1g(円柱13個)	組5-005	1組(13個)	
		1kg～1g(円柱13個)	組5	1組(13個)	
		1kg～1g(円柱13個)	組6	1組(13個)	
		1kg～1g(円柱13個)	組7	1組(13個)	
1kg～1g(円柱13個)		組8	1組(13個)		
1kg～1g(円柱13個)		組15	1組(13個)		

神戸市が貸与することができる検査設備等

区分	種類	形式又／能力	メーカー/器物番号/管理番号等	数量	備考
2級実用基準分銅	真鍮製組分銅	1kg～1g(円柱13個)	組20	1組(13個)	
		500g～1g(円柱12個)	組27	1組(12個)	
	真鍮製組分銅(増しおもり型含む)	1kg～1g 増しおもり型4個 円柱型 10個	組9	1組(14個)	
		2kg～1g 増しおもり型(5個)、円柱型(12個)	組10	1組(17個)	
		2kg～1g 増しおもり型(5個)、円柱型(12個)	組11	1組(17個)	
		2kg～1g 増しおもり型(5個)、円柱型(12個)	組24	1組(17個)	
	真鍮製組分銅(増しおもり型)	2kg(2個)、1kg(2個)、500g(3個)	組9	1組(7個)	
400g(2個)、200g(4個)、40g(2個)		組28	1組(8個)		
車両	計量車(クレーン付)	普通貨物自動車いすゞ(1tクレーン:古河A-100)	神戸100さ 2616	1	
回転計	周速度測定用回転計	0.15～1000m/min HT-3100	㈱小野測器	1	皮革面積計検査用
検査機材	発電機	EF-500S	ヤマハ	1	
	検査台(折畳机)	900×600×700(mm)	別注	1	
	検査場所案内看板	携帯袋入り		2	
	看板用スタンド			2	
	コードリール			1	
	工具箱	検査用具一式入り		2	
	工具箱(2)	馬蹄入り		1	
	玉掛ワイヤー	フック付短タイプ1本、リング長タイプ1本、リング短タイプ1本		3	
	定盤			2	計量車搭載含む
	検査台カバー	ビニール製		3	
	手揚げ金庫	検査手数料收受用		1	
	テント		キッカドー	1	
	手押し車			1	
	パイプ椅子			6	